

令和 5 年度入善小学校いじめ防止基本方針

1 入善小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

入善町立入善小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。) 第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「入善小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行う必要がある。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

◇昨年度の認知件数 5 件

(2) 本校の課題

- ・全学年で学級指導や特別の教科 道徳、各教科を通して未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・冷やかしさからかい、悪口があったり、言葉足らずで相手の気持ちを傷つけたりすることがあるので、言語環境やよりよい人間関係づくりに留意した教育活動に努める必要がある。
- ・携帯ゲームによるトラブル等、メディアに関する問題が多発しているので、情報モラルに関する指導をしっかりと行う必要がある。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成

に努める。

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・児童がいじめの問題について学び、児童自らがいじめの防止を訴えるような取組（児童会によるいじめゼロの宣言や親切運動、相談箱の設置等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、児童の自己有用感や自己肯定感を高めるよう努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く張り、児童たちを見守る。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、町教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や町教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。
- ・いじめられた児童又はその保護者へは次のような支援を行う。
 - ア いじめられた児童を徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。
 - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ・いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。

イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。

エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。

オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。

- ・いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・携帯ゲームによるトラブルがあったので、情報モラルに関する指導を行うとともに、携帯の取扱等についてしっかりと家庭で管理をしてもらうよう指導する。
- ・いじめが、一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

4 重大事態への対応について

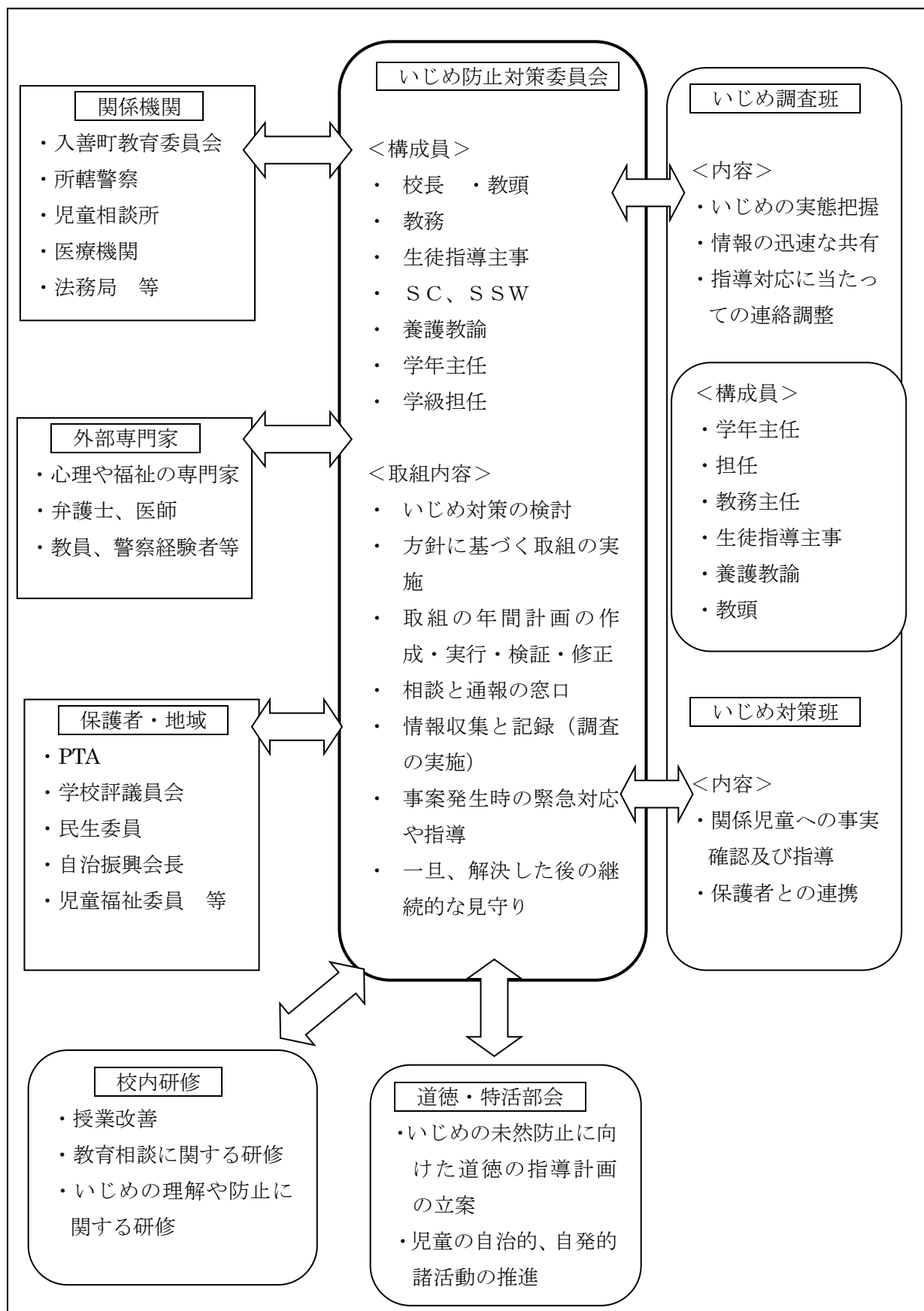
(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

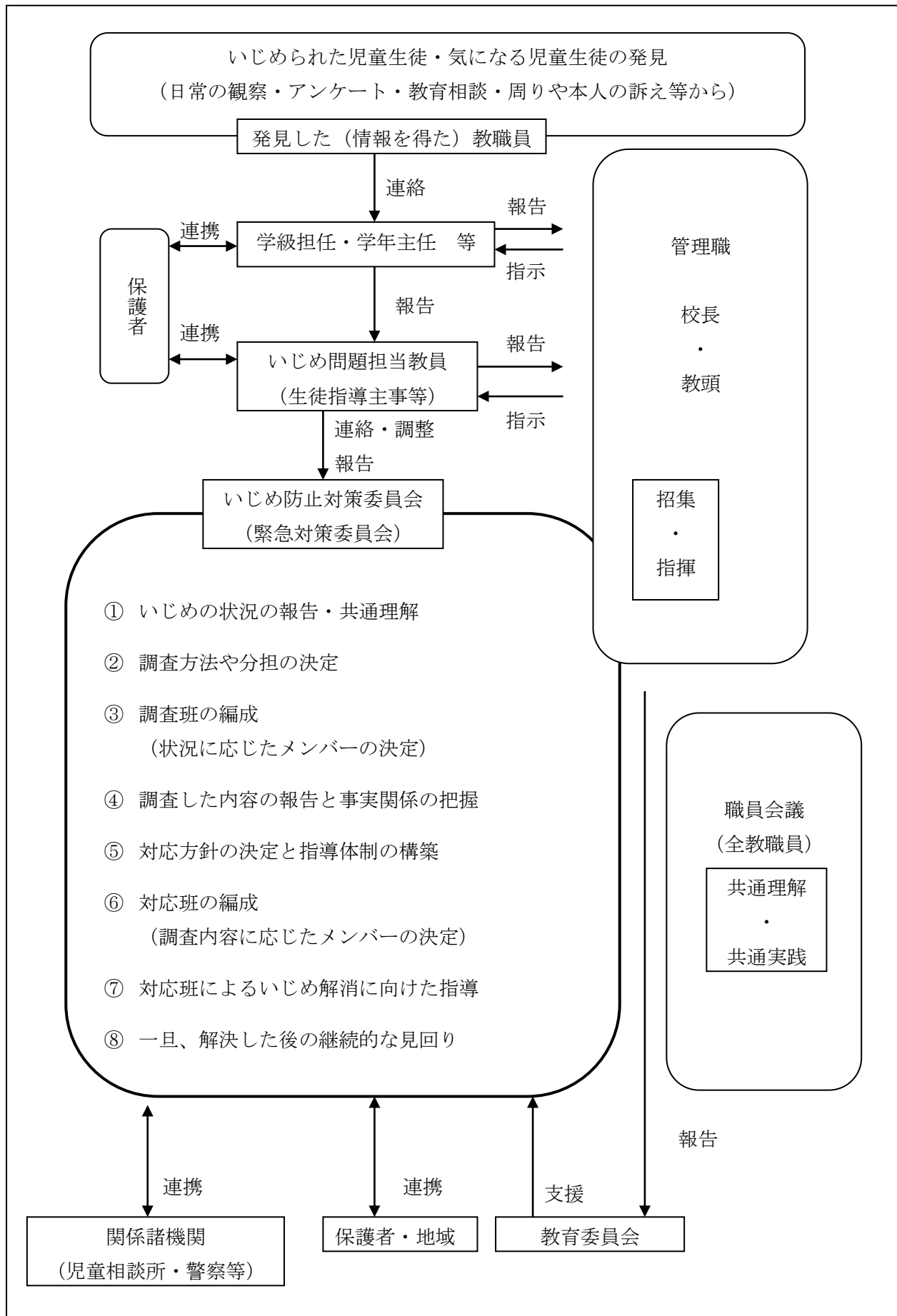
(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに入善町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

5 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



6 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



7 いじめ問題への取組の年間指導計画

